

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【公開番号】特開2019-201678(P2019-201678A)

【公開日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-048

【出願番号】特願2018-96732(P2018-96732)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月19日(2019.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技を実行可能な遊技機において、
遊技者の動作を検出可能な検出手段と、
遊技者に対する指示を実行する指示手段と、
演出実行手段と、を備え、

前記指示手段は、前記検出手段によって検出可能な遊技者の動作を促す第1指示と、前記検出手段によって検出不可能な遊技者の動作を促す第2指示と、を実行可能であり、

前記演出実行手段は、

前記指示手段によって前記第1指示が実行された場合は、前記検出手段の検出結果に基づいて演出を実行し、

前記指示手段によって前記第2指示が実行された場合は、前記検出手段の検出結果に関わらず所定タイミングで演出を実行可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

(手段1) 本発明による遊技機は、所定の遊技を実行可能な遊技機において、遊技者の動作(例えば、プッシュボタン31Bへの押下操作)を検出可能な検出手段(例えば、プッシュセンサ35B)と、遊技者に対する指示を実行する指示手段(例えば、演出制御用CPU120における、ステップ30IWS303, S305, S323, S325を実行する部分)と、演出実行手段(例えば、演出制御用CPU120)と、を備え、指示手段は、検出手段によって検出可能な遊技者の動作を促す第1指示(例えば、プッシュボタン31Bへの押下操作に対する指示)と、検出手段によって検出不可能な遊技者の動作を促す第2指示(例えば、画像表示装置5の所定領域に手をかざす動作に対する指示)と、を実行可能であり(例えば、演出制御用CPU120は、ステップ30IWS303, S323を行うことにより第1指示を実行し、ステップ30IWS305, S325を行う

ことにより第2指示を実行する)、演出実行手段は、指示手段によって第1指示が実行された場合は、検出手段の検出結果に基づいて演出を実行し(例えば、演出制御用CPU120は、ステップ30IWS303を行った場合、ステップ30IWS309のYであるときにステップ30IWS313を実行することによりセリフ演出を実行する。また、ステップ30IWS323を行った場合、ステップ30IWS329のYであるときにステップ30IWS336を実行することにより役物落下演出を実行する)、指示手段によって第2指示が実行された場合は、検出手段の検出結果に関わらず所定タイミングで演出を実行可能である(例えば、演出制御用CPU120は、ステップ30IWS305を行った場合、プッシュセンサ35Bによってプッシュボタン31Bへの操作が検出されるか否かにかかわらず、所定期間経過後にステップ30IWS313を実行することによりセリフ演出を実行する。また、ステップ30IWS325を行った場合、プッシュセンサ35Bによってプッシュボタン31Bへの操作が検出されるか否かにかかわらず、所定期間経過後にステップ30IWS336を実行することにより役物落下演出を実行する。)ことを特徴とする。そのような構成によれば、演出効果を高めることができる。